

## 平成 28 年度 第 1 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 28 年 4 月 13 日 (水) 午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

### 第 1 号議案 身分証明書発行に伴う申請物「保険証」について

前回開催した委員会決議内容を、3 月 24 日に開催された理事会へ報告を行い承認されたことにより再度審議が行われた。

- (1) 中古流通システム利用機能を付加した身分証明書を発行する要件の提出物を『社会保険』健康保険被保険者証の写しのみに変更するか否かについて、委員全員『社会保険』健康保険被保険者証の写しのみに変更することが承認された。
- (2) 東北遊商身分証明書等取扱『規約』(中古流通システム利用機能付加要件) 第 6 条 (1) で、組合員または法人組合員の役員、組合員の期間の定めのない雇用契約をしている専従の正規雇用者であり、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条に該当していないこととなっているが明確化を図る為、佐藤専務理事に規約の全部改正(案)を作成していただき、4 月 28 日の臨時理事会に改正(案)を上程し、今年度の通常総会に議案提出する運びとすることを了承された。

また、毎年 6 月に確認資料として提出していただく時期を、6 月 1 日より 20 日までの期間とされた。なお、総会において承認された場合、雇用保険のみの社員分については、9 月 1 日より社会保険健康保険被保険者証を所持している者のみに完全移行するとし、早急に提出をしていただくことを了承され、併せて、理事会へ上程するとされた。

### 第 2 号議案 新台の設置確認業務、部品交換後の点検確認業務に関する件について

- (1) 新流通制度等についての諸問題報告について

4 月 1 日より新流通制度(製造業者遊技機流通健全化要綱)「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」の施行に伴う、新台の設置確認業務、部品交換後の点検確認業務のスタートに伴い、全商協より 4 月 6 日(水)に各遊商の機械流通委員会に対し、実際に現場において業務委託を受けて作業を行われた方や、中古遊技機の納品設置にあたり、新流通制度による新台納品立会い等に合流され何かトラブルに巻き込まれたり、運用ルールの中でこの部分は問題があるのではないかと思うところ、また、メーカーや 1 次代行店との諸問題や、実際に受託して見えてきた問題点等の意見をメールにて回答するよう依頼があった。

回答の締め切りが 4 月 8 日(金)であった為、委員長により問題点や意見などは無かったと回答を行った。

- (2) 諸問題に関しての確認について(他遊商からの意見資料別添にて)

4 月 20 日の開催予定の全商協機械流通委員会で各遊商からの意見を報告するにあたり、各委員より報告・改善提案を伺い内容をまとめられ、下記の内容を 4 月 15 日に全商協へ報告するとされた。

意見・要望等として、

- ① 青森(八戸)の所轄では、変更承認書類に部品交換前、部品交換後の写真付きで提出することとされている。(但し、メーカー書類は別)
- ② 部品交換後、ホールからもらうサインは、管理者なのか役職者なのか、メーカーによって違う。統一して欲しい。
- ③ 遊技機設置確認書での捺印(ホール)が必要なメーカー、不必要なメーカーがある。

統一して欲しい。

- ④ 現実の話として、ホール側はお得意様の販社以外は立ち合いさせたくないとの要望がある。
- ⑤ 部品交換時、故障個所が判断出来ない場合、制御基盤・サブ基盤・主基板の順で交換することになるが、その際、何度も来店しなければならなくなるが、料金はどのようになるのか。(支払って頂けるのか)

### 第3号議案 回収リスト掲載遊技機の3月度のキャンセル申請状況報告

3月度…検定機(65件・27台)、認定機(65件・305台)

2月度…検定機(16件・43台)、認定機(34件・134台)

主なキャンセル遊技機

- ・サンセイアールアンドディ CR牙狼FINAL-XX(262台)
- ・三洋物産 CRスーパー海物語IN沖縄3HME(190台)

### 第4号議案 新規取扱主任者講習会に関する件について

- (1) 新規取扱主任者講習会を、平成27年度は8回28名(20社)に対して、山内副委員長、並びに柳(廣村商事)委員の講師により開催をした。
- (2) 今年度(平成28年度)の講師について、平成27年度同様奇数の月は山内副委員長、偶数の月は柳(廣村商事)委員、また補助員(サブ)として大久保委員とされた。

### 第5号議案 遊技機梱包用ビニール袋に関する件について

- (1) 小サイズが5月9日(月)より、販売「再開」されることを中古取扱販社へ対し4月4日に通知を行った。
- (2) ビニール袋「再テスト」について

全商協より、他業者製造のビニール袋の試作品を各地区遊商でテストを行った結果、現行品に比べて薄かったり粘着力に問題があるという結果を受け、全商協佐々木委員長より、他業者が改良品を作成したということなので、再度テストをしていただきたい依頼があり、前回同様、山内・柳・桜井各委員の会社においてテストしていただき、4月末までに組合へ報告することが了承された。

### 第6号議案 その他

- (1) 認定申請遊技機の写真撮影に用いるデジタルカメラについて  
貸与中のデジタルカメラについて、現在各社へ2台貸与しており、故障した際は予備のものとの交換対応することが再度確認された。  
なお、自社所有のデジタルカメラでの撮影も可能であることも確認された。  
また、貸与してから約6年が経過している為、今年度各社へ対して新たに1台を貸与することを検討するとされた。
- (2) 遊技機取扱主任者等の労働環境の実態調査について  
警察庁からの依頼により全商協から、各地区遊商に加盟する組合員へアンケートを行っている件について、現状の実態を把握し改善に向けて取り組んでいく主旨である。回答をまとめた後は、組合事務局は回答書を破棄(シュレッダー)することとされた。
- (3) 闇スロに関する件について  
委員より、闇スロの件について全商協としての取り組みの質問があり、オブザーバーとして出席されている高橋理事長より、これは継続事項であり闇スロは回胴遊商、全日遊連は置

き引き、全商協はのめり込みと、この業界でのセキュリティやゴト対策等の会議で常々上がっています。

委員より、東北遊商と回胴遊商東北支部との両団体で闇スロなどに遊技機がでないような取組みの話をする事や、回胴遊技機のことではあるが全商協として協力をする等議論を行っていただきたい。理事長、問題意識を持って継続して協力を行っているので何か提案があればいただきたい。

(4) 回胴式遊技機不正ROM交換について

九州地区において、運送業者倉庫内でアクロス社「沖ドキ」のROM交換を行っていた3名が逮捕された。

以 上

新流通制度に関する地区遊商からの意見について（4月15日時点）

4月1日から新流通制度が開始されました。これに伴い各地区遊商から、意見が下記の通り出しました。

◎ 遊技機設置確認書について

【記入方法について】

- ・ 作業従事者項目の氏名・勤務先について、メーカーの指導に違いがあり、個人経営の島工事業者等が当該欄を記入する場合に、「氏名欄（山田太郎）・勤務先欄（山田太郎）」「氏名欄（山田太郎）・勤務先欄（個人）」と記入するケースがあるので、記入方法を統一もしくはどちらでもOKとして対応して欲しい。
- ・ あるスロットメーカーより梱包を開封済みであれば、作業従事者欄に開封者の記載とホール名を一番上に記載する事と説明がありました。
- ・ 作業従事者の説明者欄を統一して欲しい。別記様式4では作業従事者に対する説明者の記名が必要となっているが、別記様式3では説明者の記名項目がない。どちらかに統一して運用していただきたい。（別記様式4では、説明者名があるが設置確認者と別名になります）
- ・ 作業従事者欄について、納品に携わる方全員のサインを求めるのではなく、設置者のみにして欲しい。また、設置会社名の記載にして欲しい。（そこに所属する社員は別途サインしない）
- ・ 「作業従事者」欄について、委託業者で、作業従事者と設置確認者が同一人物の場合、「作業従事者」欄と「設置確認者」欄の両方に氏名を記入するよう指示するメーカーと、「作業従事者」欄は空白、「設置確認者」欄のみの記入方法でよいとするメーカーがある。
- ・ 日付の記入方法が違う。例えば、「設置確認日時」欄について、年記号の表記は、2016年か平成28年のいずれかに統一する、或いは両方可とするのか。日時の表記は、本日24時を超えた場合、翌日の日付で0時から始めるよう統一したい。作業誓約日でも、和暦（平成）で記載し、西暦の事と情報が伝達され、再度訂正に何うという事になった。
- ・ 捺印（ホール）が必要なメーカー、不必要なメーカーがある。統一して欲しい。また、押印の際の印鑑は「角印か丸印」どちらか。
- ・ メーカーが設置確認書を発行する時点で、内容が決まっている項目をプリントアウトした状態で書類を引き渡しして欲しい。（委託業者や遊技機の情報等）部品交換書もその様に対応して欲しい。
- ・ 記入ミスの訂正方法を定義して欲しい。『設置確認書』及び『部品交換確認書』に記入ミスをした場合、設置確認者（取扱主任者）の押印をもって訂正印としたい。
- ・ ホール管理者からの質問だが、設置確認書のホール署名を記入する者について、「責任ある者」という表記以外、特に役職等を指定されていないため、同じホールで数名の従業員がサインに応じてしまった。署名者が統一されていないまま、所轄署に写しを提出しても大丈夫なのか。

【その他】

- ・ 作業従事者への説明をメーカーは毎回行って欲しいというが、お店は1回説明を受けた従事者なら説明しなくてよいと言う。また、説明文、説明書をお店に貼ったのでもう説明しなくていいと言われる。メーカーによって、直接あって説明をして欲しい、FAX、メールでもよいと対応方法に違いがあるため統一して欲しい。もしくは、設置点検の際、「作業従事者」への説

明は、メーカーから出来ないのか。また、説明書を作って欲しい。

- ・ 説明を受けた作業従事者が設置確認していると思われるケースがあった。
- ・ 「作業従事者欄」の扱いで、全てのメーカーでは無いが、日電協加盟のメーカーは店舗従業員の設置はNGとしている。全てのメーカーでは無いが、日工組メーカーが販売しているロットは、店舗従業員でも可としている。
- ・ 書類の枚数を統一して欲しい。原本を必要枚数作成する・原本作成後にコピーする、等で書類作成枚数がメーカーにより違いがあるが運用方法を統一して欲しい。例えば、4枚複写にして、原本をメーカーに渡し、残りの3部を営業所・所轄・自社保管のようにしていただきたい。(3枚複写という意見も有り)
- ・ 『設置確認書』及び『部品交換確認書』の書式は、メーカーによって原本1枚の場合と複写式の場合と混在している。複写式はすべて原本のため、どうしても書類のやり取りに日数がかかるが、原本1枚であれば、PDFで送信でき、紛失する可能性も低いため、原本1枚の書式に統一していただきたい。
- ・ 所轄によっては設置確認書の提出を求めないため、提出されていないところもある。
- ・ ある所轄で納品確認者欄に作業従事者のサインを求められた案件があった。
- ・ 中古ぱちんこ遊技機の納品に対して遊技機設置確認書の作成を所轄警察署若しくはホールから求められることもある。
- ・ 認定機の場合、『遊技機設置確認書』及び『部品交換確認書』の作成は不要であるという認識で間違いないか。
- ・ 完成した設置確認書の原本をメーカーに返却する際、各営業所に返却するよう指導されているが、販社が事務所を構えている営業拠点に取りまとめて返却出来る様にしてほしい。(例えば上野に拠点を置く販社であれば、上野のメーカー営業所に持ち込み出来るようにしてほしい)
- ・ 納品日が2・3日の限定的に深夜に実施されるため、ホールを回りきれず納品設置作業ができない場合が出てくると思われる。

#### ◎ 部品交換について

- ・ 発注について統一した書式を制定して欲しい。部品発注に対して、一部のメーカーから部品発注時に使用する書式にホールのサイン記入欄を作成された、等の手続きに変更が出ているので、規程により様式を設定し、統一運用をして欲しい。
- ・ 部品交換後、ホールからもらうサインは、管理者なのか役職者なのか、メーカーによって違う。統一して欲しい。
- ・ 部品の種類を提示して欲しい特定部品と特定部品以外の部品の種類一覧表を各メーカー全て提示して欲しい。
- ・ 認定機に関して、特定部品交換後の点検確認はしなくていい、確認書も作らないというメーカーがあるが統一して欲しい。
- ・ 変更届出の手続きの部品に対し部品交換確認書が添付されてきた。
- ・ 青森(八戸)の所轄では、変更承認書類に部品交換前、部品交換後の写真付きで提出することとされている。(但し、メーカー書類は別)
- ・ 所轄検査中に部品交換する、で運用されている地域がある。
- ・ 将来的に、撤去された中古遊技機の部品注文について、新たにシステムを構築してもらいたい。

- ・ 新台・面替えの時の枠を完品にするための部品供給をメーカーにご協力いただきたい。
- ・ 点検確認業務時に発生する費用（作業実務費、交通費等）について、営業所に適正に請求できる明確な料金を協議していただきたい。

現実として、現場に3時間以上待機し点検・確認を行うような場合、今の点検料では厳しいです。1次契約しているメーカーはまだしも、2次委託が必要なケースでは1次契約の販社において、取扱主任者が多数在籍との事で委託されているのに、実態は全員正社員では無い会社だと、その下での2次委託はお断りしております。

- ・ 部品供給について、1次から2次に依頼し、2次が問題を起こした場合は、1次が責任を負わないといけないのはいかがなものか。
- ・ 部品交換時、故障個所が判断出来ない場合、制御基盤・サブ基盤・主基板の順で交換することになるが、その際、何度も来店しなければならなくなるが、料金はどのようになるのか。（支払って頂けるのか）
- ・ 営業所がメーカーへ部品を発注した場合、部品の発送先は、営業所宛に統一していただきたい。一次代行店を介して送るメーカーがあるが、その場合は費用と日数がかかる。
- ・ 設置中遊技機の故障対応で、メーカーからの部品供給が遅れている。（特に中古の遊技機）
- ・ 販売した中古機の故障が発覚しメーカーに部品交換を依頼したところ、設置元のホールから発注するよう指示を受けた。（以前は直接提供を受けていた。）しかし自分がホールから引き揚げた機械ではなく、別の販社から購入したもので、直接設置元のホールに頼めないのを考慮してほしい。
- ・ サンセイ R&D のパチンコで部品交換があったのですが、メーカーより部品と一緒に部品交換確認書がホールに届きました。確認書には点検確認実施会社の押印も必要になる為、確認書は別途、実施会社へ送って欲しい。
- ・ 部品の供給について、設置していない遊技機の場合、部品が供給されない。部品を提供して頂ければ、流通出来るので、部品供給して頂きたい
- ・ 『中古遊技機確認書』の作成前で、営業所から撤去された遊技機に不具合がある場合の部品供給は、設置元遊技場へ、『中古遊技機確認書』作成後の輸送中に部品がこわれた場合の供給は、販社へ送る等、設置されていない遊技機に対する部品供給のルールを協議していただきたい。
- ・ 今後、部品交換後にホールコンデーターを頂けるのか心配。
- ・ 認定機の釘交換について、新制度を適用しているメーカーがある。
- ・ 部品交換は全てホールにて実施して欲しい。（メーカーにより一部の部品で交換実施者を指定している）

#### ◎ その他

- ・ 制度の制定から施行までの期間が短く、運用方法の徹底がなされていない状態で運用開始されたため、特にホールに説明しながらの作業となっている。ホールは説明がないため中古と同じ感覚であり、今回の制度の重要性を理解していない。
- ・ ホール側が、点検に来るのがメーカーなのか委託業者なのか把握していない（もしくは把握が出来ないのか）
- ・ ホールへの事前確認などコミュニケーションがあればスムーズに作業できる。
- ・ 所轄担当官によって、認識・見解が異なる。

- ・ アウトサイダーが委託先になっていることは問題ではないのか。（JSS やフィールズジュニアはメーカーとの関連が強い会社であるが、それ以外で）全商協もしくは回胴遊商に所属していない業者が委託先になっている。日工組・日電協に地区遊商（組合員）を委託先・再委託先として登録して欲しい。
- ・ メーカーの点検マニュアル上の釘のチェック方法について、メーカーにより、「データによるチェック」「遊技してチェック」等の方法に違いがありすぎるので、類似したものにして欲しい。
- ・ 点検価格が安いと感じるメーカーがある。
- ・ 一部料金が明確ではない。
- ・ 算定値の資料が無かった。
- ・ ホール側の意見ですが、知らない販社に店内をうろうろされたくないとの事です。
- ・ 現実の話として、ホール側はお得意様の販社以外は立ち合いさせたくないとの要望がある。
- ・ 保証書の納品・開店日の廃止により、撤去明細書の設置年月日のチェックをするときの照らし合わせが困難である
- ・ 納品時に製造番号が知りたい（メーカーによりわからない場合があるため）
- ・ 誓約書にサインをもらうタイミング、点検、設置までの時間が長く作業効率が悪く改善が必要だと思う。

以上